

皆さんの  
ご意見や  
ご提案

## 「村長への手紙」のお答え

「あなたの声でまちづくり～村長への手紙～」でお寄せいただいた  
皆さんのご意見やご提案の一部をご紹介します。



### 【防犯対策について】

通学路や山沿いの道が真っ暗で子どもたちが怖がっています。また、不審者が出るなど、保護者としても安心して自転車で通わせられないという声が上がっています。防犯灯や防犯カメラを設置するなど安全対策をお願いします。

村内には現在551基の防犯灯が設置されており、令和2年2月末までにさらに28基設置予定です。設置箇所の選定は村の調査や行政区長を通じた住民の皆様からの要望を踏まえて計画的に行っております。

防犯カメラの設置についても皆様からの要望を踏まえ、関係機関との調整を図りながら設置場所や監視方法を検討してまいります。

### 【スーパー等の商業施設を作してほしい】

村内には食料品や生活必需品が購入できる店舗がなく不便です。商業施設を作ることで住民の利便性が高まり、村の活性化にもつながると思います。

食料品を中心とした生活必需品を取り扱うスーパーマーケットの誘致は必要不可欠と考えておりますが、新規出店については需要と供給のバランスや立地条件を考えると厳しい状況にあります。そのため、住宅団地や公共施設の整備など一体的な土地利用を計画し、企業が進出しやすい環境整備を検討します。

## ～婚活を応援～「黒川地区結婚相談所」を開設します

黒川地区後継者対策推進協議会は富谷市及び黒川郡内町村、新みやぎ農業協同組合、くろかわ商工会で構成する組織で、婚活イベント開催など結婚支援に関する事業を行っており、昨年度に引き続き、皆さんのより身近な結婚に関する相談場所として「黒川地区結婚相談所」を開設し、結婚を希望する方やそのご家族を対象に相談や情報提供を行います。

結婚相談所に登録をされた方には、婚活イベントの情報提供やパートナーの紹介をします。相談は専門のアドバイザーが行い、予約制で利用は無料です。気軽にご利用ください。

◆開催日時 毎月第2日曜日とその翌日月曜日 午前9時～午後4時

◆対象者 黒川地区内(富谷市及び黒川郡内)に住所がある方や事業所等に勤務する方、又はその家族

開設日		場所	
4月	12日(日) 13日(月)	大郷町	大郷町中央公民館
5月	10日(日) 11日(月)	富谷市	富谷市まちづくり産業交流プラザ(とみづら)
6月	14日(日) 15日(月)	大衡村	大衡村平林会館
7月	12日(日) 13日(月)	大和町	吉岡コミュニティセンター
8月	9日(日) 10日(月)	大郷町	大郷町中央公民館
9月	13日(日) 14日(月)	富谷市	富谷市まちづくり産業交流プラザ(とみづら)
10月	11日(日) 12日(月)	大衡村	大衡村平林会館
11月	8日(日) 9日(月)	大和町	吉岡コミュニティセンター
12月	13日(日) 14日(月)	大郷町	大郷町中央公民館
1月	17日(日) 18日(月)	富谷市	富谷市まちづくり産業交流プラザ(とみづら)
2月	14日(日) 15日(月)	大衡村	大衡村平林会館
3月	14日(日) 15日(月)	大和町	吉岡コミュニティセンター

### ◆申込・問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会事務局 大郷町まちづくり政策課 ☎359-5537

## 春の交通安全県民総ぐるみ運動



4月6日(月)から15日(水)までの10日間「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が県下一斉に展開されます。

### ◆運動重点

- 「子どもを始めとする歩行者の安全確保」
- 「高齢者等の安全運転の励行」
- 「自転車の安全利用の推進」
- 「飲酒運転の根絶」

4月10日(金)は  
「交通事故死ゼロを目指す日」です。

運動期間中は村内の主要交差点で街頭キャンペーンを予定しております。

運転者はもちろん一人ひとりが交通ルールと交通マナーを守り、交通事故を未然に防ぎましょう。

## 融資制度のご案内

村では、事業資金として融資を受けようとする村内の中小企業者に対して、融資あっせん和利子補給等の助成を行っています。

また、経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定を図ることを目的に、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の融資を受けた村内の小規模事業者に対し支払利息の一部助成を行っていますので、ぜひご利用ください。

制度名	中小企業振興資金	小規模事業者経営改善資金(マル経資金)
融資の対象(従業員数)	中小企業者 小売業 50人以下 卸売・サービス業 100人以下 製造業その他業種 300人以下	小規模事業者 商業・サービス業 5人以下 宿泊・娯楽業 20人以下 製造業その他業種 20人以下
融資の条件	①村税の滞納がないこと ②村内で事業を営んでいること ③法人：村内に本店、又は支店の登記 個人：村に住民登録	①村税の滞納がないこと ②くろかわ商工会の経営指導(6カ月以上) ③くろかわ商工会からの推薦 ④1年以上継続して村内に住所、又は事業所を有する小規模事業者 ⑤法人：村内に本店、又は支店の登記 個人：村に住民登録
資金の用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
貸付限度額	1,000万円	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年) 設備資金 7年以内(据置1年)	運転資金 7年以内(据置1年) 設備資金 10年以内(据置2年)
貸付利率	短期(1年以内) 1.8% 長期(1年超) 2.2%	1.11% ※金利は金融情勢により変動します。
利子補給金	貸付利率の1%以内	支払利息の2分の1以内(3年間)
連帯保証人	法人代表者以外は原則不要	不要
その他	信用保証料は村が全額補給	当初の借入から3年以内の借り換えは除く
申し込み先	産業振興課	くろかわ商工会大衡事務所

◆問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514 / くろかわ商工会大衡事務所 ☎345-5173